

みんなで創るわらび推進条例市民懇談会設置規則

平成25年11月12日規則第35号

(設置)

第1条 蕨市市民参画と協働を推進する条例（平成24年蕨市条例第19号。以下「条例」という。）第14条及び第15条の規定に基づき、市民参画及び協働の実施状況等について広く市民の意見を聴くため、みんなで創るわらび推進条例市民懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民参画及び協働の実施状況に関すること。
- (2) 市が条例の見直しを行う場合において、その見直しに関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民参画及び協働について優れた識見を有する者
- (2) 公募による市民

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総務部政策企画室において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。